

参考資料9 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定年月日
大 聖 寺 川	北 潟 湖	湖沼 B (T-N0.71mg/L)	イ 二	-	昭和51.3.30 昭和63.3.29
	大聖寺川上流(こおろぎ橋から上流)	河川 A A	イ	新我谷発電所前	昭和48.3.30
	大聖寺川中流(こおろぎ橋から敷地天神橋まで)	河川 A	口	二 天 橋	
	大聖寺川下流(敷地天神橋から塩屋大橋まで)	河川 B	イ	三 ツ 橋	
	大聖寺川下流(塩屋大橋から下流)	河川 B	イ	塩 屋 大 橋	昭和51.3.30
大聖寺川別流(敷地天神橋水門から下福田橋下流合流点まで)	河川 C	八	松 島 橋	昭和48.3.30	
新 堀 川	動橋川上流(湯の国橋から上流)	河川 A	イ	湯 の 国 橋	昭和49.3.30
	動橋川下流(湯の国橋から下流)	河川 B	イ	葦 切 橋	
	八日市川	河川 B	イ	猫 橋	
	新堀川(柴山潟を含む)	湖沼 A (B) (T-N0.8mg/L T-P0.07mg/L)	八 二	柴 山 潟 中 央	昭和63.3.29
梯 川	梯川上流(白江大橋から上流)	河川 A	イ	能 美 大 橋	昭和49.3.30
	郷 谷 川	河川 A	イ	沢 大 橋	
	梯川下流(白江大橋から下流)	河川 B	口	鶴 ケ 島 橋	平成元年3.28
木 場 潟	湖沼 A (B) (T-N1.2mg/L T-P0.1mg/L)	八 二	木 場 潟 中 央		
前 川	河川 B	口	浮 柳 新 橋	昭和49.3.30	
手 取 川	手取川上流(風嵐谷川が合流する地点から上流)	河川 A A	イ	風 嵐 堰 堤	昭和50.3.28
	手取川中流(風嵐谷川が合流する地点から手取川橋まで)	河川 A	イ	白 山 合 口 堰 堤	
	手取川下流(手取川橋から河口まで)	河川 B	イ	辰 口 橋	
	尾添川上流(原井谷川が合流する地点から上流)	河川 A A	イ	美 川 大 橋	
	尾添川下流(原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで)	河川 A	イ	三 ツ 俣 堰 堤	
	尾添川下流(原井谷川が合流する地点から手取川本川合流点まで)	河川 A	イ	濁 澄 橋	
	大日川上流(雁沢橋から上流)	河川 A A	イ	丸 山 大 橋	
大日川下流(雁沢橋下流から手取川本川合流点まで)	河川 A	イ	下 野 大 橋		
犀 川	犀川上流(大桑橋から上流)	河川 A	イ	大 桑 橋	昭和47.4.1
	犀川中流(大桑橋から伏見川合流点まで)	河川 B	口	J R 鉄 橋	
	犀川下流(伏見川合流点から下流まで)	河川 D	八	二 ツ 寺 橋	
	伏見川(全域)	河川 E	八	伏 見 川 橋	

() : 暫定基準値

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定年月日
大 野 川	河北潟の一部(河北潟調整池防潮堤から 機具橋まで)及び大野川の一部(機具橋か ら弓取川合流点まで)	河川 C	イ	粟ヶ崎橋	昭和48.3.30
	河北潟(河北潟放水路を含み河北潟調整 池防潮堤まで)	湖沼 B ()	口 二	河北潟中央	昭和52.4.15 昭和62.3.31
	宇ノ気川上流(大谷川合流点から上流)	河川 A	イ	環衛橋	昭和52.4.15
	宇ノ気川下流(大谷川合流点から河北潟 合流点まで)	河川 B	口	宇ノ気川橋	
	能瀬川	河川 A	イ	浦能瀬橋	
	津幡川上流(太白橋から上流)	河川 A	イ	津幡川橋	
	津幡川下流(太白橋から河北潟合流点ま で)	河川 B	イ	住ノ江橋	
	森下川上流(勘済橋から上流)	河川 A	イ	勘済橋	
	森下川下流(勘済橋から河北潟合流点ま で)	河川 B	イ	森本大橋	
	金腐川	河川 C	イ	御所大橋 金腐川橋	
	浅野川上流(天神橋から上流)	河川 A	イ	鈴見橋	昭和47.4.1
	浅野川中流(天神橋からJR鉄橋まで)	河川 A	口	応化橋	
	浅野川下流(JR鉄橋から下流)	河川 B	口	鞍降橋	
	羽 咋 川	羽咋川(邑知潟を含む)	河川 C	イ	邑知潟中央 羽咋大橋
長曾川(邑知潟への流出口まで)		河川 B	イ	長曾大橋	
子浦川		河川 B	イ	雁田橋	
米 町 川	米町川上流(徳楽橋から上流)	河川 A	イ	滝川橋	昭和52.4.15
	米町川下流(徳楽橋から河口まで)	河川 B	イ	梨谷小山橋 川尻橋	
	於古川上流(高堂新橋から上流)	河川 A	イ	日詰橋	
	於古川下流(高堂新橋から米町川合流点 まで)	河川 B	イ	於古川橋	
御 祓 川	御祓川上流(藤橋一号橋から上流)	河川 B	口	藤橋二号橋	昭和49.3.30
	御祓川下流(藤橋一号橋から下流)	河川C(E)	八	仙対橋	
河 原 田 川	河原田川	河川 A	イ	二ツ屋橋	昭和49.3.30
	鳳至川	河川 A	口	いろは橋 気勝橋	
町 野 川	町野川	河川A	イ	小間生橋 明治橋	昭和52.4.15
若 山 川	若山川上流(広栗橋から上流) 若山川下流(広栗橋から下流)	河川 A 河川B(C)	イ 八	古摩比橋 吾妻橋	昭和51.3.30

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定年月日
加 賀 沿 岸 海 域	加賀沿岸海域(福井県坂井郡芦原町と石川県加賀市の境界点(福井県芦原町見当山に存する三角点(浜)を基点として3度20分の方向へ850mの地点)から320度00分に引いた線と松任市と金沢市の境界点(松任市八田町に存する三角点(八田)を基点として12度30分の方向へ370mの地点)から307度15分に引いた線との間の陸岸の地先海域)	海域 A	イ	倉部川沖 N 36° 3' 21" E136° 32' 40" 松任市笠間沖 N 36° 30' 58" E136° 30' 24" 美川町美川漁港沖 N 36° 29' 22" E136° 28' 48" 根上町沖 N 36° 26' 53" E136° 26' 35" 小松市安宅漁港沖 N 36° 25' 18" E136° 25' 00" 小松市安宅新沖 N 36° 24' 28" E136° 24' 03" 新堀川沖 N 36° 22' 00" E136° 20' 50" 加賀市橋立漁港沖 N 36° 21' 18" E136° 18' 51" 加賀市塩屋沖 N 36° 17' 46" E136° 14' 36"	昭和51.3.30
金 沢 港	金沢港甲(弓取川合流点から金沢港東防波堤北端と西防波堤北端とを結ぶ線まで) 金沢港乙(大野西防波堤及びその延長線、金沢港港湾区域境界線並びに陸岸によって囲まれた海域のうち金沢港甲以外の部分) 金沢港丙(金石東防波堤の先端を中心とする半径650mの円弧と陸岸によって囲まれた海域)	海域 C 海域 B 海域 B	イ イ イ	泊地出口 N 36° 36' 54" E136° 36' 43" 西防波堤出口 N 36° 38' 23" E136° 36' 30" 金沢市金石本町沖 N 36° 36' 19" E136° 35' 02"	昭和48.3.30 昭和53.3.31
金 沢 沿 岸 海 域	金沢沿岸海域(金沢市の地先海域のうち、金沢港甲、金沢港乙及び金沢港丙の海域以外の部分)	海域 A	イ	金沢市大野町沖 N 36° 37' 07" E136° 34' 56" 金沢市下安原町沖 N 36° 36' 50" E136° 34' 02"	昭和53.3.31

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定年月日
河北沿岸海域	河北沿岸海域(金沢市と河北郡内灘町の境界から河北郡高松町と羽咋郡押水町の境界に至る陸岸の地先海域)	海域 A	イ	高松町沖 N 36° 46' 11" E136° 42' 38" 七塚町沖 N 36° 43' 39" E136° 41' 06" 内灘町沖 N 36° 41' 21" E136° 39' 35"	昭和52.4.15
能登半島沿岸海域	能登半島沿岸海域(河北郡高松町と羽咋郡押水町の境界から七尾市と富山県氷見市の境界に至る陸岸の地先海域のうち昭和50年石川県告示第148号において既に指定済みの七尾湾海域に係る部分以外の海域)	海域 A	イ	押水町今浜沖 N 36° 50' 15" E136° 44' 47" 志雄町出浜沖 N 36° 51' 15" E136° 45' 09" 羽咋市千里浜沖 N 36° 53' 26" E136° 45' 46" 志賀町高浜沖 N 36° 59' 44" E136° 45' 51" 富来町福浦灯台沖 N 37° 04' 53" E136° 43' 18" 門前町鹿磯沖 N 37° 17' 31" E136° 43' 21" 輪島市町野町大川沖 N 37° 27' 01" E137° 02' 41" 珠洲市三崎町寺家沖 N 37° 30' 50" E137° 21' 13" 内浦町布浦沖 N 37° 21' 26" E137° 16' 25" 内浦町市之瀬沖 (九十九湾) N 37° 18' 26" E137° 14' 02" 内浦町越坂沖 (九十九湾) N 37° 18' 21" E137° 14' 14"	昭和52.4.15

水系	水 域	類 型	達成 期間	基 準 地 点	指定年月日
能登半島沿岸海域	能登半島沿岸海域(河北郡高松町と羽咋郡押水町の境界から七尾市と富山県氷見市の境界に至る陸岸の地先海域のうち昭和50年石川県告示第148号において既に指定済みの七尾湾海域に係る部分以外の海域)	海域 A	イ	能都町藤波沖 N 37° 17' 01" E137° 08' 07" 穴水町前波沖 N 37° 12' 30" E137° 04' 26" 七尾市庵町17号 防波堤沖 N 37° 02' 04" E137° 03' 22"	昭和52.4.15
七尾湾	七尾北湾(鳳至郡穴水町恵比寿崎と鹿島郡能登島町勝尾崎とを結ぶ直線、鹿島郡中島町茂崎と鹿島郡能登島町通り鼻とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域 A	イ	中 央 部 N 37° 10' 30" E136° 57' 42"	昭和50.3.28
	七尾西湾(鹿島郡中島町茂崎と鹿島郡能登島町通り鼻とを結ぶ直線、七尾市屏風岬と鹿島郡能登島町屏風崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域)	海域 A	イ	中 央 部 N 37° 05' 58" E136° 54' 10"	昭和50.3.28
	七尾南湾甲(七尾市屏風岬と鹿島郡能登島町屏風崎とを結ぶ直線、七尾市観音崎と鹿島郡能登島町勝尾崎とを結ぶ直線及び陸岸に囲まれた海域のうち七尾南湾乙の水域以外の海域)	海域 A 海域	イ イ	中 央 部 N 37° 04' 26" E136° 58' 40"	昭和50.3.28 平成7.4.28
	七尾南湾乙(住友セメント七尾港サービスステーション南端と小島防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と寿町防波堤北西端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南東端と府中防波堤北端とを結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と矢田新防波堤西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域、矢田新防波堤、同防波堤北東端と万行防波堤南西端とを結ぶ線、同防波堤及び陸岸に囲まれた海域並びに大田防波堤と陸岸に囲まれた海域)	海域 B 海域	イ イ	寿町防波堤内 N 37° 03' 03" E136° 57' 58" 万行防波堤内 N 37° 03' 00" E136° 59' 34" 大田防波堤内 N 37° 03' 28" E137° 00' 04"	昭和50.3.28 平成7.4.28

達成期間

「イ」 直ちに達成

「ロ」 5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」 5年を越える期間で可及的すみやかに達成(おおむね10年以内)

「ニ」 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。